

市議会良知識

1 市議会の構成

●市議会議員

市民の中から選挙で選ばれた「市民の代表者」が市議会議員です。市内に住んでいる満25歳以上の選挙権のある人ならだれでも市議会議員に立候補できます。議員定数は、地方自治法により、それぞれの市町村が条例によって定めることになっています。吉川市の場合も、議員定数条例によって20人となっています。(今回の一般選挙から摘要)

会 派 一 覧	
H19.4.1現在議員定数26 (欠員1)	
自由民主党吉川市議員団	11人
日本共産党吉川市議員団	5人
公明党吉川市議員団	4人
吉川市民会議議員団	2人
市民改革クラブ	2人
会派に属していない議員	1人

●会 派
市政に対して同じような考え

方や意見を持った議員でグループを作って活動しています。このグループを会派といいます。吉川市議会には現在5つの会派があります。

●議長と副議長

議長と副議長は議員の中から選挙されます。

議長は議会の代表者として、議会の秩序を保ち、会議の進行、議会内のさまざまな事務を処理します。

副議長は、議長を補佐し、議長が病気などのときには変わってその職務を行います。

2 市議会の権限

市議会には市民の代表として、地方自治法に基づき、次のような権限が与えられています。

●議 決 権

市長は市にとって重要なことを議案として市議会に提案します。

市議会では、その議案について賛成か反対かの意思を明らかにし、吉川市の方向性を決めていきます。

主なものは次のとおりです。

- ・ 条例の制定、改廃
- ・ 予算の決定
- ・ 決算の認定
- ・ 契約の締結
- ・ 財産の取得、処分
- ・ 人事案件(副市長、監査委員、教育委員などの選任)

●調 査 権

市議会は市の事務に関する調査を行うことができます。選挙人、その他の関係人の証言、記録の提出を請求することもできます。この権限は、議会に与えられた権限であり、委員会あるいは議員個人に与えられたものではありません。

●意見書提出権

市議会は、普通地方公共団体(吉川市)の公益に関する事件について、国会や関係行政庁に意見書を提出することができます。

●選 挙 権

議長や副議長、選挙管理委員などの選挙を行います。

●検 査 権

執行機関の事務に関する書類および計算書を検閲し、議決の執行および出納を検査することができます。

●請願の審査

市民だれもが直接、自分の意思を議会に要望する方法として請願があります。

市議会では、議会に提出された請願を審査し、議会としての結論を出します。

請願の提出については、18ページをご覧ください。

3 市議会の運営

●定例会と臨時会

議会はいつでも開かれているわけではなく、定期または臨時に、ある一定期間だけ開かれます。

吉川市の定例会は、3月、6月、9月、12月の年4回定期的に開かれ、臨時会は定例会以外に必要があるときに開かれます。

●本 会 議

本会議は議案などを審議し、議会の最終的意思を決める会議です。

市長が議案について提案理由を説明したり、議員が議案や市の一般事務について質問したり、意見を述べるのもこの会議です。

本会議は一定のルールに従って運営されます。

本会議は一般に公開されており、傍聴規則に反しない限り自由

由に傍聴できます。

●委 員 会

議案などは最終的に本会議で議決されますが、いくつかの委員会を設け効率的・専門的に審査します。

吉川市議会には条例で総務常任委員会、文教常任委員会、福祉生活常任委員会、建設水道常任委員会の4つの常任委員会が定められており、議員は必ずどこか1つの委員会に所属することになっています。

4 市議会の原則

市議会には、地方自治法や吉川市議会会議規則の定めにより、次のような原則があります。

●定足数の原則

市議会は議員の定数の半数以上の議員が出席しなければ、会議を開くことができません。

●議事公開の原則

市議会の議会は、公開となっています。吉川市では本会議だけでなく委員会も原則公開となっています。

●過半数議決の原則

地方自治法に特別な定めのない限り、市議会の議事は、出席議員の過半数で決定します。